



島根県報

平成16年 8月27日 (金)
第 1,602 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	2
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	3
解除予定保安林	(森林整備課)	5
保安林予定森林	(")	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経営支援課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用開始	(")	7
都市計画事業変更の認可	(都市計画課)	7
県立万葉公園の区域の変更	(")	8

公 告

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水産課)	10
平成16年度島根県水産業改良普及員資格試験の合格者	(")	11
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
島根県屋外広告物講習会の開催	(")	12
警察官用等雨衣の製造請負に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	12

正 誤

平成16年 8月16日付け島根県報第1,598号中	(医療対策課)	14
---------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第830号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 しんわ	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム しんわ	八束郡東出雲町大字下意東 761番地1	平成16年 8月20日

有限会社 ハッピーファミリー	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム 大社	簸川郡大社町大字中荒木字八通2617 - 85	平成16年8月20日
----------------	-------------	------------	-------------------------	------------

島根県告示第831号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年8月27日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 ふれあい五箇	居宅介護	ふれあい五箇訪問介護事業所	隠岐郡五箇村大字北方278 - 2	平成16年8月2日

島根県告示第832号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年8月27日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 五箇村社会福祉協議会	居宅介護	五箇村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	隠岐郡五箇村大字北方278 - 2	平成16年8月1日

島根県告示第833号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年8月27日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 ふれあい五箇	居宅介護	ふれあい五箇訪問介護事業所	隠岐郡五箇村大字北方278 - 2	平成16年8月2日

島根県告示第834号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅

支援事業の廃止の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 五箇村社会福祉協議会	居宅介護	五箇村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	隠岐郡五箇村大字北方278 - 2	平成16年 8月1日
社会福祉法人 五箇村社会福祉協議会	デイサービス	五箇村社会福祉協議会指定通所介護事業所	隠岐郡五箇村大字北方278 - 2	平成16年 8月1日

島根県告示第835号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成 3 年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年 8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年 8月27日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年 8月18日から適用する。
- 2 平成16年 8月18日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成 2年 6月 7日付け 2農経 A 第635号農林水産事務次官依命通知）第 4 の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第836号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
邇摩郡仁摩町大字大國町字風越ヤサ田4326 - 3 から4326 - 6 まで、字三井ノコシ4332 - 2 .、字迫奥4333 - 5、字段山4335 - 2、字休場4347 - 5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第837号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市竹迫町2525 - 2、2526 - 3、2867 - 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第838号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

掛合ショッピングセンター コア 島根県飯石郡掛合町大字掛合2150番地16

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

掛合ショッピングセンター協同組合 代表理事 石飛津男

島根県飯石郡掛合町大字掛合2150番地16

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)121台 (変更後)49台

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)6箇所 (変更後)4箇所

ウ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)1123.44㎡ (変更後)1176.00㎡

(4) 変更の年月日

ア 平成14年3月31日

イ 平成14年3月31日

ウ 平成16年4月29日

2 届出年月日

平成16年7月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

掛合町産業課(飯石郡掛合町大字掛合1262番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第839号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	432号	八束郡八雲村大字東岩坂3163 - 1地先から同大字2476 - 5地先まで	前 A	メートル 3.00 ~ 58.00	メートル 2758.00	松江土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 村道移管
			前 B	5.00 ~ 144.00	3033.00		
			後 B	5.00 ~ 144.00	3033.00		
県 道	益田阿武線	益田市高津 2 丁目イ123番12地先から同市飯田町1360番 2 地先まで	前 A	5.50 ~ 7.20	275.00	益 田 土 木 建 築 事 務 所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	19.00 ~ 44.0	280.00		
			後 B	19.00 ~ 44.00	280.00		

島根県告示第840号

道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する支庁において一般の縦覧に供する。

平成16年 8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する支庁の名称	備考
県 道	西郷布施線	隠岐郡西郷町大字飯田字立石 6 番 1 地先から同大字字ハケノ前39番 1 地先まで	メートル 657.00	平成16年 8月27日	隠 岐 支 庁	

島根県告示第841号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
広瀬町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
広瀬都市計画下水道事業 広瀬町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 8 年 8 月 6 日から平成21年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成12年島根県告示第681号の事業地に、能義郡広瀬町本郷、福頼、下田原、牧谷、新宮を加え、目谷を削除する。

島根県告示第842号

県立万葉公園の区域を次のとおり変更するので、島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第11条の2の規定により告示する。

平成16年8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 変更する区域

次の図の斜線の部分を拡張する。

2 変更に係る区域の供用開始日

平成16年9月1日



公 告

海洋生物の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成16年 8月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、平成13年の海面漁業生産量が全国第18位、生産額で第22位となっており、漁業就業者は4,200人となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国固有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第二条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第三条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産試験場を中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成15年1月から12月（ずわいがにについては平成15年7月から平成16年6月）の知事管理量	平成16年1月から12月（ずわいがにについては平成16年7月から平成17年6月）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	16,000トン	7,000トン

まあじ	34,000トン	55,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	-	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成15年 1月から12月の知事管理量	平成16年 1月から12月の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	15,000トン	6,000トン
まあじ	中型まき網漁業	32,000トン	52,000トン

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないように努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取り組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化をさらに進める。

平成16年8月27日

島根県知事 澄田信義

野田 勉 森脇 和也 池田 博明 内山 佳丈

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成16年8月27日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字須田字柳廻440 - 4 外1筆

面積 358.30平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字須田字柳廻440 - 4

引野 賢

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定に基づく島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第10条第1項の規定により公告する。

平成16年8月27日

島根県知事 澄田信義

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 期日及び場所

期日 平成16年11月14日

場所 松江市殿町8番地3

島根県市町村振興センター6階大会議室

3 受講申込受付期間

平成16年9月1日から平成16年10月15日まで

4 受講申込先

島根県土木部都市計画課又は各市町村

5 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課又は各市町村

6 講習手数料

3,910円（島根県収入証紙をもって納付のこと）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年8月27日

島根県警察本部長 鎌田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

警察官用等雨衣の製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年12月15日(水)

(4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低金額を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(3) 島根県内に本店又は営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(0852)26 0110 内線2235~2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

本公告の日から平成16年9月9日までの間(土日、休日を除く)上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は午前9時から午後5時までとする)

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月15日(水)14時00分から

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 1 階 聴聞室

(4) 開札の日時及び場所

即時開札

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア 平成16年9月10日17時00分までに、「入札に当たり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札に当たり提出する書類」は入札説明書による。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者

を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

正

誤

平成16年8月16日付け島根県報1,598号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
10	下から5	og	of
	下から4	September 22 2004	September 27 2004
	下から3	12:00 (noon) September 21 2004	5:00 PM September 24 2004
	下から2	Izumo-shi	Izumo-shi,
12	下から9	foe	for
	"	September 22 2004	September 27 2004
	下から10	12:00 (noon) September 21 2004	5:00 PM September 24 2004
	下から7	Himebara	Himebara,